



VOL.81

# トクちゃん新聞

年末年始  
合併号

来年もよろしくお願  
いいたします！



平成25年12月24日  
徳野会計事務所

〒530-0041  
大阪市北区天神橋2-3-8  
MF南森町ビル3階

TEL:06-6809-2205  
FAX:06-6809-2206  
URL: <http://www.ft-tax.com/>

## ●今年の事務所経営

新しいお客様との**ご契約をたくさん頂戴**した1年でした。弊社ホームページを見ていただいたのご契約や、お客様や金融機関様、他士業様からたくさんのご紹介も頂戴しました。また、一方で社員の入れ替わりがあった年でもありました。予定通りのものと、予定外のもの。予定外のは、仕事に対する考え方の違いを原因とする退職によるものです。**仕事に対する考え方の「軸」を明示**した上で採用する必要を改めて感じました。

## ●ビックリ！

今年、弊社に**税務調査**が入りました。真面目に処理していますので、おかげさまで結果は写真の通り問題なかったのですが、やっぱり気持ち悪いもんですね。ま、これも経験。お客さまの**気持ちに共感できるポイント**が増えてよかった、と考えよう！と思っています。

## ●プライベート

子供が骨折し旅行をキャンセル。遊び不足の感覚が残っています。その分、冬は昨シーズンから再開したスキーにマメに行きたいと思っています。また、年始に110を切ることを目標にしたゴルフは目標をクリアし、勢いで100も切れました。**来年は安定的に100を切れる**ようにしたいと思います。

担当：徳野



## ◆ 商業・サービス業・農林水産業活性化税制（平成27年3月末まで）

平成25年4月1日より、商業・サービス業・農林水産業を営む個人事業者・中小企業の産業の活性化を図るため、**中小企業者等が経営改善設備を取得した場合**に、業種は限定されていますが、「**認定経営革新等支援機関**」の**アドバイス**を受け、かつ、**アドバイスを受けた書面を税務申告書に添付すれば**、**取得価額の7%を税金から控除**（税額の20%が上限）、又は、**特別償却**（取得価額の30%）を**選択適用**できるようになりました。

### ●対象設備

- ① **器具及び備品**で1台又は1基の取得価額**30万円以上**のもの
- ② **建物附属設備**で取得価額**60万円以上**のもの

### ●税額控除と特別償却の選択適用について

- ①税額控除は個人事業者又は資本金3000万円以下の法人が選択できます。
- ②購入だけでなく、ファイナンスリースも対象となりますが、所有権移転外リースで取得した設備等の場合、特別償却は選択できません。

弊社は「**認定経営革新等支援機関**」の認定を受けております。設備投資等ご検討されている場合はお気軽にご相談ください。尚、**適用業種等詳細**については、**中小企業庁ホームページ**

(<http://www.chusho.meti.go.jp/index.html>)をご覧ください。

担当：池田



担当：徳野



## ●書籍紹介

「月刊 仕事の記録帖」 発行所 文明出版社 電話：0467-24-2107

今年、どんな本を読んだかな・・・？と思い返しますと、ビジネス本より小説をたくさん読んだように思います。**吉川英治さん**の宮本武蔵、**百田尚樹さん**の海賊と〜等々、**あさのあつこさん**のバッテリー等々、もちろん**東野圭吾さん**の新作も。ちょっと娯楽に走ってしまっていたようです。

そんな中、1年通して読んだものとして、「月刊 仕事の記録帖」をご紹介します。仕事に対する**基本的な考え**を事例を交えて**1日1話の形式**で考えさせてくれます。弊社では朝礼時に当番が読み上げ、その後全員が感想を発表する形で利用しています。**社員の仕事に対する考え方も**聞くことが出来ますし、自分自身いろいろ考えさせられる、よい本だと思います。

1冊送料込みで**月額380円**。5冊だと1500円。以下、数が多くなると単価が少しずつ安くなるという料金体系です。ご興味あれば、直接お問い合わせください。**ちょっと見てみたい、ということでしたら担当まで**お声かけください。



## ◆ 税務スケジュール(12月・1月)

担当: 廣島

### 12月25日(水)

- ・固定資産税 第3期分納付(大阪市の場合)
- ※自治体により納期限が異なります。
- 念のために管轄の自治体へご確認ください。

### 1月6日(月)

- ・10月決算法人 確定申告
- ・4月決算法人 中間(予定)申告
- ・1月4月7月決算法人 消費税3ヶ月ごとの中間申告

### 1月10日(金)

- ・12月分 源泉所得税の納付
- ・12月分 住民税の納付(特別徴収)

### 1月20日(月)

- ・納期の特例 7~12月分 源泉所得税の納付



### 1月31日(金)

- ・11月決算法人 確定申告
- ・5月決算法人 中間(予定)申告
- ・2月5月8月決算法人 消費税3ヶ月ごとの中間申告
- ・個人住民税 第4期分納付(普通徴収)
- ・支払調書及び法定調書合計表の提出(税務署)
- ・給与支払報告書 提出(市役所)
- ・償却資産税 申告(市役所)

## ◆ 年金保険料なのに控除証明書は「一般用」?

担当: 岡村

年末調整の処理時期になりました。  
生命保険料控除で間違いやすい内容をご紹介します。

### 生命保険料控除証明書 (個人年金用・一般用)

個人年金保険の生命保険料控除証明書の中には「個人年金用」ではなく「一般用」と記載されているものがあります。  
難しい話になりますが、**個人年金保険料税制適格特約が付加されていない場合には「一般の生命保険料」の対象となるために控除証明書には「一般用」と記載されている**ようです。

年金保険という名称から「年金用」として年末調整をされている場合がございますので、必ず「**一般用**」・「**個人年金用**」の記載を確認してから処理をお願いいたします。

## ◆ 25年を振り返って・26年はこんな年に

■ 25年は新規の担当顧問先様が増えお蔭様で多忙で充実した年となりました。26年も尚一層の業務の充実化、効率化をはかり顧問先様にお役に立つ情報と安心をご提供し、事務所拡大に貢献して参りたいと思っております。

■ ゴルフは今年ハーフ平均52だったので来年は平均49、

■ 監督をさせてもらっているソフトボールチームでは来年こそBクラス優勝を目指します。

● 25年は弥生会計インストラクター試験に挑戦、業務でもいろいろと新しいことに挑戦させていただき、良い1年を過ごさせていただきました!!

● 26年は弥生販売・給与のインストラクター試験にチャレンジしようと思っています。26年の振り返りでは弥生のことならなんでもお問い合わせください!と書けるように頑張ります♪ (廣島)

25年は正直、本当に慌ただしく毎日が過ぎ去っていきました。26年については「正範語録」の中にある

**本気ですだから大抵のことはできる**

**本気ですだから何でも面白い**

この言葉通り、何事も本気で取り組んで何事も楽しんでいきたいと思っております。

1年間気持ちがブレずに頑張りが続ければ、何か自分へご褒美を考えます! 結果は**自己判断**で。

25年は公私ともに周りの状況に合わせて、あっという間に過ぎてしまった一年でした。

26年は、先回りした余裕のある仕事をする事を心掛けたいです。

そして、引続き快適な職場環境を作っていきます

個人的には、新しいお稽古始めたいです!!

## ◆ 私はカモ?

担当: 岡村

ユニバーサルスタジオのクリスマスイルミネーション  
なばなの里のイルミネーション

クリスマス直前であちこちで綺麗なイルミネーションがありますが、子供達に「綺麗やから見に行こうか?」と誘うと「大丈夫! ボクは友達と一緒に見に行くから!」とつれない返事。ただ、自分が欲しい洋服や小物があるときは「母さん、買い物行くんやったらボクも行くわ」と自らお誘い。

つい先日、りんくうのアウトレットへ子供達と一緒に行きましたが、敷地に入るや否や、それぞれが希望のモノ探しの旅に。欲しい商品が見つかったときには写真付のメールで「今、この店。欲しいものがあるから来て!」と呼び出される私。主人からは「すっかりカモにされてるな(笑)」と言われる始末。

今の高校生たちはオシャレで、流行にも敏感。  
**もう少し学業にも敏感に取り組んでほしい**と思うのですが、無理なお願いなのでしょうか...

こんな我が家ですが、無事家族全員健康に新しい年を迎えられそうです。親の務めだと諦めて、もう少し頑張って付き合っていきます。たとえ**カモ**にされようとも... 子供の笑顔に弱い岡村です。

## ◆ 税務クイズ

担当: 廣島

確定申告では**医療費控除**といって、その年の1月1日から12月31日までの間に医療費を支払った場合には、一定の金額の所得控除を受けることができます。

以下は、**医療費控除の対象になるでしょうか?**

1. 健康診断の費用
2. 海外で支払った医療費
3. 通院のためのタクシー代
4. インフルエンザなど予防接種の費用

1. × なりません。

※ただし、診断結果で重大な疾病が発見され、その診断に引き続き治療を行う場合は医療費控除の対象になります。

2. ○ なります。

3. ○ なります。

注意! 病状から見て歩行が困難な場合や、公共交通機関が使用できない場合に限りです。

4. × なりません。

※医療費控除を受けるためには、領収書が必要です。

※所得金額・医療費の額により控除されない場合もあります。